国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令（平成二十一年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別記様式第一（第１条第１項関係）（表面） ［略］ 国家公務員退職手当法　第 12 条第１項 第 14 条第１項　の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に　(1)　に対してすることができる。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から６か月以内に　(2)　を被告として（被告を代表する者は　(3)　）提起することができる（なお、この処分があったことを知った日から６か月以内であっても、この処分の日から１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から６か月以内に提起することができる（なお、その裁決があったことを知った日から６か月以内であっても、その裁決の日から１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。 ［略］ ［裏面　略］	別記様式第一（第１条第１項関係）（表面） ［同左］ 国家公務員退職手当法　第 12 条第１項 第 14 条第１項　の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に　(1)　に対してすることができる。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して６か月以内に　(2)　を被告として（被告を代表する者は　(3)　）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。 ［同左］ ［同左］